

【貨物軽自動車運送事業の届出に際してのお願い】

～軽自動車検査協会では事業用自動車として届出される方へ～

運輸支局で届出手続き終了後、当協会では貨物自動車運送事業用自動車として新規検査または名義変更、住所変更の届出をされるときは、使用者の住所（所在地）を確認するため下記の書面提出が必要となりますのでよろしくお願ひします。

記

1、個人の場合

住民票、印鑑証明書、外国人登録原票記載事項証明書または氏名および住所が記載された大使館もしくは領事館または官公署が発行したサイン証明書。

（いずれも発行されてから3か月以内のもので、その写しでも可）

2、法人の場合

商業登記簿謄（抄）本もしくは登記事項証明書または印鑑証明書（本店以外で商業登記簿謄（抄）本もしくは登記事項証明書または印鑑証明書で証明できない場合は、公的機関発行の事業証明書もしくは営業証明書、課税証明書、または電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書のいずれか）。

（いずれも発行されてから3か月以内のもので、その写しでも可）